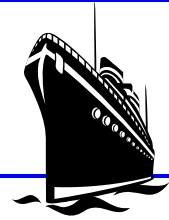


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine_navi/)

貨物自動車運送事業法の改正について

2019年4月1日から「働き方改革関連法案」が順次施行され、政府主導の働き方改革が本格的に始まりました。特に、長時間労働の是正を目的とした改正労働基準法では、時間外労働に罰則付の上限規制が設けられ、多くの企業が労働環境の改善に取り組んでいます。

運送業界においては、トラックドライバー不足や長時間労働等が深刻となっており、日本の産業を支える物流機能の停滞が懸念されています。この現状を打開し、運送事業を支えるトラックドライバーの働き方改革を推進する目的で、貨物自動車運送事業法が改正され（2018年12月30日）、その一部が2019年7月1日ならびに11月1日に施行されました。本稿では、改定の主なポイントについてご紹介します。

1. 貨物自動車運送事業法 改正のポイント

本法は貨物自動車運送事業の種類や事業許可、安全義務について規定し、1989年に施行されました。今回の改正のポイントは以下の4点です。

4つのポイント	内容	施行日
(1) 規制の適正化	1. 欠格期間の延長等 2. 許可の際の基準の明確化 3. 約款の認可基準の明確化	2019年11月1日
(2) 事業者が遵守すべき事項の明確化	1. 輸送の安全に係る義務の明確化 2. 事業の適確な遂行のための遵守義務の新設	
(3) 荷主対策の深度化	1. 荷主の配慮義務の新設 2. 荷主勧告制度（既存）の強化 3. 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設	2019年7月1日
(4) 標準的な運賃の告示制度の導入	運送事業の運営にあたり、参考となる標準的な運賃を国土交通大臣が公表	2018年12月30日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

<出典>国土交通省 HP 「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成30年法律第96号）について」より作成

2. 改正による主な影響

(1) 規制の適正化による影響

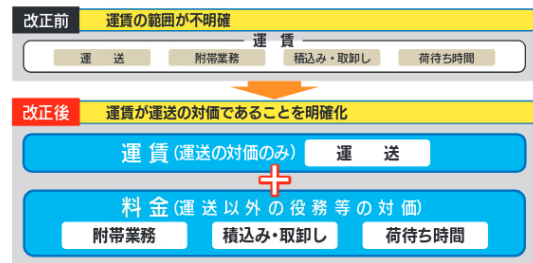
- ◆「事業許可の取消」を受けた場合の、事業に再参入できない期間（欠格期間）が変更となります。これは悪質な運送事業者を排除し、運送事業の健全性確保を企図した改正です。

取消の理由	改正前	改正後
・1年以上の懲役または禁錮刑に処せられた場合 ・事業許可の取消を受けた場合	2年間	5年間
・事業取消の処分逃れを目的とした自主廃業を行った場合	（事業許可取消とならないため） すぐに可	
・密接関係者（親会社、グループ会社、子会社等）が5年以内に事業許可の取消を受けている場合	—	参入不可

<出典>国土交通省 HP 「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律要綱」より作成

- ◆トラックの点検や整備による安全性の確保、車庫や資金の備え、事業計画変更時の届出・認可が求められることとなりました。これは、トラックドライバーの労働環境の改善と輸送の安全性確保を後押しすることを目的としています。

- ◆運送約款上の認可基準を明確化することで、運送業務ならびにそれ以外の業務の対価を区別したうえで収受できる仕組みとなります。具体的には、右図のとおり、本来の運送業務に関わる対価である「運賃」とは別に、客先での荷待ちや荷役等の附帯業務、積込み・取卸し料、待機時間料などを「料金」として受け取ることを運送約款上明確に記載しなければならないことが規定されました。



※平成26年1月の改正により運賃・料金とは別に、燃料サーチャージと有料道路利用料を収受することが明確化されました。

＜出典＞国土交通省 HP 「標準約款改正に係るリーフレット」より抜粋

2019年10月31日以前に約款の認可を受けている事業者は、上記を踏まえた独自約款への移行が推奨されています。

※右上図に記載されている「改正」とは、標準貨物自動車運送約款（国土交通省が制定する、運送事業者と荷主の間の契約書の標準的なひな型）の改正（2017年11月4日）を指す。

（2）事業者が遵守すべき事項の明確化による影響

- ◆定期的にトラックの点検・整備を行うこと、またそれを適切に行うために十分な規模の車庫を備えなければならないことが法律上明確化されました。
- ◆健康保険法等により納付義務を負う保険料等を納付し、貨物の運送に関して支払う可能性のある損害賠償の支払能力を持っていないことが法律上明確化されました。これらにより、トラックドライバーの労働環境改善と輸送品質の向上が期待されます。

（3）荷主対策の深度化による影響

- ◆運送事業者が法令を遵守したうえで業務を遂行できるよう、荷主側でも必要な配慮を行わなければならない、責務規定が新設されました。
 - ◆違反原因行為（法令違反の原因となるおそれのある行為）をしている疑いのある荷主に対して、国土交通大臣は関係省庁と連携して「働きかけ」や「要請」を行うこと、改善されない場合は「勧告・公表」することが定められました。また、荷主の行為に独占禁止法違反の疑いがある場合には、公正取引委員会へ通知されることとなります。（下図）
- 民間事業に行政が関与をしていく点で踏み込んだ改正となっており、運送事業者の保護と法令を遵守した適正な事業運営の実現に向けた取組が前進するものと思われま。



＜出典＞国土交通省 HP 「荷主対策の深度化関係（令和元年7月1日施行）改正概要リーフレット」より抜粋

（4）標準的な運賃の告示制度の導入による影響

トラックドライバーの労働条件の改善と健全な事業運営の確保ならびに維持・向上を目的に、標準的な運賃を国土交通大臣が定め告示できることとなりました。これにより、荷主への交渉力が弱いこと等が原因で必要なコストに見合った対価を収受できていなかった運送事業者が、法令を遵守しながら持続的な事業運営を行うことが可能になります。

3. おわりに

本法の改正により、運送事業を行うにあたって備えるべき要件が厳格化されたことに加え、業務を依頼する側である荷主にも責任が課せられたこと、関連省庁とも連携した取組が規定されたことは、運送業界の働き方改革を大きく後押しするものと考えられ、今後の動向が注目されます。

＜参考文献一覧＞

国土交通省 HP http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000084.html
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000020.html